

ほけんだより

平成30年度 第2号

平成30年5月7日

練馬区立大泉第六小学校 保健室

新しい学年になり1か月が経ちました。そろそろ慣れてきましたか？ 頑張りすぎて少し疲れてしまった人は、ゆったりとお風呂に入ったり、睡眠を十分にとったりして、心と体をリラックスさせて、5月を元気に過ごしましょう。



5月の定期健康診断

14日(月)	耳鼻科健診(2・4・5年生)	22日(火)	耳鼻科健診(1・3・6年生)
14日(月)	腎臓病健診(予備日) (まだ提出していない人)	22日(火)	腎臓病2次検査 (1次検査の結果必要な人)
18日(金)	心臓病検診(1年生・必要な人)	25日(金)	眼科健診(全学年)

保護者の方へ

健康診断の結果をお知らせしています



4月から6月にかけて、健康診断が続きます。学校では病気や異常の疑いがある人すべてに、『受診のおすすめ』を渡しています。お知らせをもらったからといって、すぐに異常があったというわけではありません。

けれど、もし病気があっても、早くみつけれれば早く治療を始められます。なるべく早い受診をお願いいたします。

受診後は、学校まで受診報告書の提出をお願いします。

なお、内科・眼科・耳鼻科につきましては、受診報告書の「水泳の可否」の確認をしますので、水泳の授業が始まる**6/11(月)まで**に提出してくださいようお願いします。

4月に大六小で発生した感染症

☆流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)(1人)、感染性胃腸炎(1人)

気温の変化が大きかった為、高い熱が出る風邪での欠席が多かったです。

朝と昼との気温の変化が大きいため、調節ができるような服を着てくるとよいですね。

また、上着には名前を必ず書きましょう。

(落とし物に届いていても持ち主がわからないものがあります)



練馬区『よい歯のバッチ』について

4月の歯科健診の結果、むし歯がなかった人に「よい歯のバッチ」が練馬区から配布されます。（配布時期は6月の予定です。）なお、歯科健診でむし歯が見つかった場合でも、治療すれば「よい歯のバッチ」がもらえます。

黄色の『「歯科」健康診断結果のお知らせ』をもらった人は、そのままにせずに早めに歯医者さんにいくようにしましょう。



感染症による出席停止基準について

学校感染症にかかった場合は出席停止となり、出席停止期間は学校保健安全法施行規則によって定められています。

登校する際には、医師からの登校の許可と、保護者に記入していただく登校届の提出が必要になります。

登校届の用紙は学校にありますので、出席停止となる感染症にかかった場合には、担任までお知らせください。また、登校届の用紙は、本校のホームページからもダウンロードできます。

種別	学校感染症と出席停止の基準		
	病名	出席停止の期間 (H24.4改正)	
第一種	鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで (病気がなおるまで)	
第二種	インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後2日経過するまで	ただし、病状により学校医その他医師が感染の恐れがないと認められた時は、この限りではない。
	百日咳	特有の咳がとれるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹 (はしか)	熱が下がってから3日経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳、顎または舌の下が腫れ出した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹 (三日はしか)	発疹が消えるまで	
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状がなくなったあと2日経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157等)	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで。	
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ ・ 細菌性赤痢		
	溶連菌感染症		
	ウイルス性肝炎		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	マイコプラズマ感染症		
	感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)		
	その他 ()		